

明石防火協会ホームページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、明石防火協会ホームページのページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 バナー広告とは、明石防火協会ホームページ内に表示される広告画像で広告主の指定するサイトに移動することができるものをいう。

(禁止画像)

第3条 次の画像を含むバナー広告は禁止する。

- (1) 著作権を侵害するもの
- (2) 肖像権を侵害するもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) その他ホームページ内に掲載する画像として適当でないと協会長が認めるもの

(禁止表現)

第4条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーに誤解を与える恐れがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(GIF アニメ)

第5条 GIF アニメを用いる表現は、禁止する。

(明石防火協会ホームページとの区別)

第6条 次の表現については、ユーザーが明石防火協会ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 明石防火協会ホームページと類似する色調及び字体を使用するもの。
- (2) ユーザーが明石防火協会の事業であると誤解しやすいもの

(色調)

第7条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第8条 文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成23年9月1日から施行する。